

## 荷前別貢幣の成立

——平安初期律令天皇制の考察——

吉 江 崇

【要約】 荷前別貢幣は、毎年一二月に当代の天皇と関係の深い陵墓へ奉幣を行なう祭祀であり、天皇の出御のもと公卿と侍従・次侍従が使となることに特徴がある。荷前使発遣儀の検討からは、天皇親祭の意味合いが強い祭祀に公卿が侍従的要素を持って奉仕したことが窺える。山陵へ派遣された公卿は、自らの情報収集と判断で行動し、また次官以下に饗饌・禄を支給しており、主催者側の立場として山陵での儀式を行なった。こうした特徴を踏まえて荷前別貢幣の成立時期を考へるならば、弘仁初年に求めるのが最も適当である。弘仁年間は、祭祀の一体性に特徴のあった律令祭祀から、天皇の個人的側面が強くなる祭儀が成立していく時期であり、荷前別貢幣の成立は律令天皇制の展開というより大きな視角から考察される必要がある。平安初期の律令天皇制の展開とは、次侍従制の成立・公卿制の確立を背景とした変化であり、ここにおいて天皇は、他のどの権門よりも先に家的行事を運営し得る強大な家的組織を整備し、こうした展開の一つの表れとして荷前別貢幣は成立するのである。

史林 八四卷一号 二〇〇一年一月

はじめに

本稿が最終的な目的とするところは、平安初期における律令天皇制の展開を意味付けることにある。その一つの手段として荷前別貢幣という山陵祭祀の成立を儀式次第の考察を中心に論じることとする。七世紀末以降、毎年一二月吉日に諸

陵寮が中心となって全山陵に対して奉幣を行なう山陵祭祀（常幣）がなされてきたが、当代の天皇との血縁関係から奉幣対象陵墓に遠近の差が設けられるようになり、平安初期には近陵・近墓に対してそれまでの奉幣に加えて別貢幣と呼ばれる祭祀が成立する。別貢幣は、祭使（荷前使）発遣の際に天皇の出御があり、また発遣される荷前使が公卿であることなど、政治機構の中枢が全面的に関与する祭祀であった。本稿が律令天皇制の展開という観点から荷前別貢幣を取り上げるのは、血縁関係という天皇の人格と密接に関わる祭祀が、このように政治機構の中枢の関与のもとで成立することに平安初期の大きな特色を窺うことができるからである。

荷前、特に別貢幣に関しては少なからぬ研究の蓄積があるが、その中であつて服藤早苗の研究は、儀式的な特徴を考察した上で、別貢幣の成立と天皇家の成立を結び付けて論じたものであり、この分野において非常に重要な位置をしめている。服藤の別貢幣に関する見解を要約すれば次のようになる。

① 荷前は天皇親祭の別貢幣と班幣の常幣との二つの異なる儀式からなり、別貢幣対象陵墓は内廷的性格を持つ伊勢神宮と同格の重要な国家的祭祀対象であった。

② 天平元年（七二九）に「諸大陵」とあることや国忌と対応する特別な陵墓が見えることから、少なくとも八世紀中葉の聖武朝頃には別貢幣の荷前儀式が成立した。

③ 延暦一〇年（七九一）の国忌整理は宗廟祭祀の導入を示すもので、桓武は国忌や別貢幣対象陵墓を自己の直接祖先に限定して家の祖先祭祀を創設し、自己の王朝の正統性を表明しようとした。

④ 清和朝頃から皇位の父系直系血縁原理が定着し、皇位継承に関わる直系祖先陵墓への即位・立太子告文使派遣が重視され、別貢幣対象陵の加除がなくなった。

服藤のこうした見解は、氏の変質の中から家が成立し、八世紀末に天皇位の家的継承を示す一系的祖先祭祀が成立するという観点から論じられたものであり、儀式的な考察を機軸とすることで、それまでの荷前ひいては家に関する研究を大

大きく進展させたものである。このような父系直系的な家の成立を解明する試みは、肯定的にであれ批判的にであれ、今後とも継承・発展させていかねばならず、その意味でも陵墓祭祀研究の担う役割は大きい<sup>③</sup>。しかし、家の成立が持つ意味については、もう一つの研究視角が存在する。すなわち、個人的側面に大きく左右される家の行事を可能とした家政機関・家産機構——本稿ではそれらを包括するものとして家的組織という語を用いる——の成立から家の成立を論じるという視角であり、家政機関・家産機構の成熟が最終的に中世的な権門の成立へと結び付くことを考えれば、こうした観点は不可欠なものとなる。そして、家的継承が天皇家より始まったのと同じく、家的組織の成立もおそらく天皇家から始まるのであり、両者がともに整備されていく中の一つの表れとして荷前別貢幣儀式が成立するものと考ええる。

本稿では、このような関心のもと、服藤が充分には触れ得なかつた儀式運営主体たる家的組織の整備という観点から荷前別貢幣の成立を論じたい。その方法として、九世紀以降の儀式書や古記録に描かれた別貢幣儀式の検討を通じて、天皇家の祖先祭祀がいかなる形態で運営されたかを考察し、それを遡及させる形で成立時期を特定していくこととする。このような方法を採用することで、別貢幣の成立が持つ意味合いを天皇家の一系的祖先祭祀の成立という枠組みからのみではなく、より大きな問題として論じることが可能となり、最終的に律令天皇制の展開という側面をも展望し得るものと考ええる。<sup>④</sup>

① 鎌田正憲「十陵四墓の廃置」〔国学院雑誌〕二八—六 一九二三年、「荷前奉幣制度の研究」〔国学院雑誌〕二九—一・二 一九三三年)を先駆的な研究として、調の制度との関係から論じた伊藤循「東人荷前と東國の調——東國の調の転回過程——」〔千葉歴史学会編「古代国家と東國社会」高科書店 一九九四年)、大津透「貢納と祭祀——調府制の思想——」〔「古代の天皇制」岩波書店 一九九九年初出一九九五年)、穉など民俗学的な陵墓観から考察を加えた田中久夫「陵墓祭祀の風習——平安時代初期を中心として——」〔「祖先祭祀の研究」弘文堂 一九七八年 初出一九九九年)、「祖先崇拜」〔「祖先

祭祀の展開——日本民俗学の課題——」清文堂出版 一九九九年 初出一九九六年)などもあるが、荷前を扱う研究の多くは対象陵墓の入れ替えや「延喜諸陵寮式」の陵墓歴名の分析であり、そうした点からは近年、北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究——「延喜諸陵寮式」の分析からみた——」〔史林〕七九—四 一九九六年)が大きな成果をあげている。

② 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程——天皇家の成立をめぐる——」〔家成立史の研究——祖先祭祀・女・子ども——〕校倉書房 一九九一年 初出一九八七年)以下特に断らない限り服藤の見解

はこれによるものとする。

③ 服藤の見解に対しては、田中聡が「皇位継承原則の確認」とは異なる臨時祭祀の考察を喚起し、そこから「直系的皇統」と「特定天皇の治世」といった陵墓の二つの象徴機能を見いだしている。しかし、たとえ臨時祭祀が多様な意味を持つとしても、それは恒例祭祀たる別貢幣が果たしきれない役割を補完的に担ったとするのが適当で、恒例祭祀たる別貢幣の出現と天皇家の成立を結び付けて論じた服藤の研究は依然評価し得るものと考ええる。田中聡「『陵墓』にみる「天皇」の形

## 一 荷前別貢幣儀式次第の検討

まずはじめに、荷前別貢幣の儀式次第について検討する。雨儀では宜陽殿西廂に御座が設けられるが、ここでは通常の建礼門前の儀を中心に考察する(図1参照)。なお、諸儀式書に描かれた装束は多少異同があるが、儀式次第そのものに関しては大きな相違はないものと考ええる。「儀式」「西宮記」「北山抄」「江家次第」といった平安時代の主要な儀式書が記す別貢幣の儀式次第は次のようである。

- ① 一二月一三日に参議以上の使を定め、侍従以下の使はそれと前後して定める。
  - ② 荷前前日、内侍以下が内裏より縫殿寮南庭へ退出し夜通しかけて幣物を裹む。
  - ③ 荷前当日、上卿・使の公卿以下が建礼門前の座に着き、天皇が出御する。
  - ④ 幣物が南幄(運渡幣物之所)に運び込まれ使の公卿以下が南幄へ行く。
  - ⑤ 長官(公卿)と次官(侍従・次侍従)が相對して案を昇いて参入し、天皇の前の畳の上(立幣案之所)に置いて退出する。
- 次いで内舎人が参入し幣をその案の上に置き退出する。一〇陵の幣物が同様に一陵ずつ運び込まれる。
- ⑥ 一〇陵の幣物が並べられると天皇がそれに対して両段再拜し、天皇の御拜が終ったことを闕司が告げ、使が再び次々と参入し

成と変質——古代から中世へ(日本史研究会・京都民科歴史部会編

「陵墓」からみた日本史 青木書店 一九九五年)

④ なお、北康宏は陵墓祭祀の変化を段階的に論じ、別貢幣の成立時期を弘仁初年、本質的な意味での完成を天長元年(八二四)に求めることで、別貢幣成立を八世紀中葉、家的祖先祭祀としての確立を八世紀末と見る服藤説を批判した。私見も結論的には北説に近似するものが、論証方法や個々の史料解釈など相違する点が存在する。北康宏「律令陵墓祭祀の研究」(『史学雑誌』一〇八一—一九九九年)



て幣物を取り退出する。

⑦ 天皇が還御する。

この中でいくつかの点に注目して検討を加えることとする。まず第一に注目したいのが、内侍以下が内裏より退出して幣物を裹むことである。『延喜内藏寮式』では、内廷的官司とされる内藏寮が幣物を出す祭祀は一三あるが、内侍が内裏より退出し幣物を裹むのは荷前別貢幣と伊勢例幣のみで、その他は使人や内藏寮官人があらかじめ裹むことになっている。いうまでもなく女官は男官よりも天皇に近侍する立場にあり、内侍が裹むことは、この二つの祭祀が天皇親祭の意味の強いことを示している。また伊勢例幣の場合、儀場となる八省院小安殿で当日裹むのであるが、荷前の場合には前日儀場とは異なる縫殿寮へ退出し夜通しかけて裹む。裹む場所の相違はその後の所作に関係し、伊勢例幣では御座近くで幣物が裹まれ、出御以前に御座の前へ設置されるため、使が幣物を昇き入れる儀式は存在しないが、別貢幣では出御場所とは異なる場所でも幣物が裹まれるため、幣物の昇き入れが必要な所作となっている。また夜通しかけて裹むのは裹む量に関係すると思われる。『延喜式』段階の荷前では、一〇所の陵と八所の墓の分の幣物を裹むことになっている。

第二に注目するのは天皇が両段再拜を行なう場面についてである。天皇の御在所と幣物が準備される南幄、及び官人の座がある幄とは斑幔によって仕切られ、御在所は周囲をめぐらす幔幕によって閉じられた空間となっている。西南にある二つの幔の切れ目が公卿以下の使が幣物を持って参入する「門」（幔門）となり、幔の内には殿上侍臣及び女官が伺候する。③「門」を通じて幣物を運び入れた使は、退出して西仗舍前の右近衛陣まで行って待機し、天皇の御拝終了後に再び参入して幣物を持って退出することになる。宜陽殿儀でかつ天皇不出御で行なわれた寛仁四年（一〇二〇）の別貢幣では、「立<sub>三</sub>隱春興殿南廊之後。次第進昇<sub>三</sub>出幣案<sub>三</sub>臨<sub>三</sub>向当所<sub>二</sub>」と使が待機している様子を「立隱」<sup>④</sup>と表現している。以上のような幔幕の配置や使の動きは、荷前使発遣儀の中心が幣物に対する天皇の両段再拜以外の何物でもないことを示している。本稿では、このように閉じられた空間で諸官人を介さない天皇の祭儀が行なわれる形態を、仮に「天皇親祭の儀式形態」

としておく。

第三に別貢幣儀式における閹司の所作に注目したい。閹司は通常、官人が門に入る時に勅許を得るための作法、閹司奏を行なう女官で、閹司奏は天皇の空間と臣下の空間を区別する上で重要な儀式であった。<sup>⑤</sup> 荷前別貢幣の場合も幔の切れ目を「門」と表現し、また「皇帝端<sub>レ</sub>笏再拜。兩段訖閹司出告<sub>二</sub>執幣者<sub>一</sub>」とあるごとく、使が再び参入するに際して閹司が「出告」げることから、一見閹司奏のごとき儀式が行なわれているかに見える。しかし、「次告<sub>二</sub>御出之由<sub>一</sub>。閹司之最也。而近來必無其號云々」とあることや、「午三刻 天皇御出云々。仍召<sub>二</sub>左近官人<sub>一</sub>取<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>。御出已了云々。供<sub>二</sub>幣物如<sub>レ</sub>例<sub>一</sub>」と上卿である右大臣藤原師輔は閹司の代わりを担うようになった近衛官人を通じて天皇が出御したことを知り、その後幣物を昇き入れる儀式が始まることから、<sup>⑥</sup> 閹司が示すのは天皇出御という事柄であり、閹司奏のごとき参入に関する勅許を伝えているのではない。天皇が出御したことを閹司を通じて知った使の公卿以下は、行事上卿の指示のもと天皇の命を待たずに幣物を持って参入し、御拜の終了したことを聞いて再び参入する。そこには閹司奏のような参入の勅許を得る儀式の存在を窺うことはできない。

このことは、逆に使の参入に際して天皇がそれを許可するために言葉を発していないことを意味する。<sup>⑩</sup> これと関係するのが天皇が使に対して言葉をかけないことである。伊勢例幣では、天皇が大舍人を介して「参来<sub>二</sub>」と勅して中臣・忌部を召し、忌部に幣を取らせた後、中臣に対して「常の如く好く申して奉<sub>レ</sub>来」という言葉をかける。伊勢例幣では、使が参入する時も参入した使に対しても天皇は言葉を発している。<sup>⑪</sup> これに対して荷前では、使参入時に閹司奏も使を召す勅もなく、まして使に対して言葉をかけることはない。つまり建礼門前に出御した天皇は、儀式的には全く言葉を発しなのまま昇き入れられた幣物に対して兩段再拜を行ない還御していくのである。

伊勢例幣と別貢幣の相違について触れたついでに、『朝野群載』卷二二、内記に載る伊勢と山陵への即位告文の比較を行なうことで、それぞれと天皇との関係の差異を一層明確なものにしておきたい。山陵への即位告文の内容は次の三点に

要約される。

① 太上天皇が厚い衿れみを垂れて天の日嗣を自分に授けた。自分はそれを辞退したが許されず即位するということ。  
② 何月何日に即位し、天の日嗣を戴き荷ない守り仕えること。

③ 御陵の厚い慈みを受けることで、天の日嗣の政は平安に永く守り仕えることができるであろうと思うこと。

伊勢への告文と大きく異なるのは告文の主眼ともいふべき③の部分である。すなわち伊勢への告文では、「掛畏支皇太神此状乎平久安久聞食天、天皇朝廷乎宝位無動久食国乃天下母無事久、平久安久護賜比幸賜倍、恐美恐毛美申給止倍申」とあるように、朝廷・天下の守護が告文の主眼となっているのに対し、山陵への告文では、「又申久、掛畏支皇乃御陵乃衿賜慈乎蒙戴天、天之日嗣乃政波平久天地日月止共尔、守仕奉倍之思食事乎、恐美恐毛美申賜久奏」とあつて、「守仕」えるという天皇の行為及び「思食」すという天皇の考えが含まれている。つまり、朝廷・国家の代表者・主権者となる天皇が、その地位に基づいて朝廷や国家の加護を祈願する伊勢への告文に対し、山陵への告文では、天皇位に就く個としての天皇が、山陵の慈みを受けて天の日嗣を守り仕えることができるであろうというように個人的な行為・考えを表明するものとなつている。山陵への即位告祭の対象陵墓と荷前別貢幣の対象陵墓とは相違するが、別貢幣対象陵墓も遺詔で不設置となる例を除けば、即位告祭と同様基本的には直系皇統を意識したものであり、天皇との関係において両者の間にそれほど大きな相違があつたとは考えられない。天皇の個人的側面が強く現れるところに伊勢祭祀とは異なる山陵祭祀の特徴があつたといえよう。

第四に注目したいのは、使の長官、公卿と次官、侍従・次侍従が相対して幣の案を天皇の前に昇き入れることである。前述したごとく伊勢例幣ではこの所作がなく、このことから必要不可欠な所作とはいえず、また「中務丞・内舍人等、至幣物所昇幣物。經上達部饗後、使公卿以下、起座渡南幄」と儀式開始時に幣物はわざわざ南幄へ「運移」されているのであり、明らかに公卿以下の奉仕を可視的に表現する所作である。「儀式」では公卿が使とならない山陵も存在するが、「政事要略」所引「西宮記」では長官・次官の官職の不明な三陵以外は全て公卿が派遣されることになつており、「江家

次第一は光仁陵・崇道陵へ公卿が派遣されないことについて、「田原陵用<sub>三</sub>四位者<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>遠所<sub>一</sub>也。在<sub>三</sub>大和国添上郡<sub>一</sub>」<sup>〔崇道陵〕</sup>八島又大和也。自余皆当国也」とし、この二陵が大和国にあるためだとする。このように公卿が長官で侍従・次侍従が次官というのが荷前使の基本形であった。また、公卿が長官とならない陵への使は「拾芥抄」が「以<sub>三</sub>侍従二人<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>使」とするよう侍従二人が使となるのであり、これは公卿と侍従・次侍従が相対して案を昇き入れることとともに使の公卿が侍従的要素を持ち合わせていることを示している。荷前別貢幣の特徴は公卿が侍従的要素を持ち侍従・次侍従とともに使となることにある。

上記のような天皇が使に対して言葉を発しないことの一つの理由はここにあると考える。すなわち、伊勢例幣では王大<sub>夫</sub>・中臣・忌部が使となるが、荷前ではより地位が高く侍従的要素を持つ公卿と公的伺候者たる侍従・次侍従<sup>⑤</sup>が使となることで、天皇は伊勢例幣のように「常の如く好く申して奉れ」と言葉をかけずともよくなったのではなからうか。もっとも、一〇世紀以降に成立する伊勢公卿勅使発遣儀では例幣と同様な言葉が存在し、言葉の有無を公卿の関与のみに求めることはできず、別貢幣において使が入れ替わり参入することを考えれば、彼らに対して一々言葉をかけることが煩瑣であり、それゆえのこととも推測し得る。しかし、そうした現実的側面を考慮したとしても、使が天皇のもとへ参入しながらも、直接的な命令を受けずに退出するということは大きな特徴と考える。公卿と侍従・次侍従が相対して案を天皇の前に昇き入れることは、両者が天皇の奉幣に対して奉仕することの象徴であるが、天皇から見れば彼らが奉仕することで自らの意志が忠実に果たされるものと観念されたのであり、そのような天皇と公卿以下の使との関係を通じて、天皇の個人的側面が強く現れる別貢幣儀式が行なわれていたといえよう。

以上断片的ではあるが、これらを通して知られることは、荷前別貢幣使発遣儀は閉じられた空間で諸官人を介さずに天皇が幣物に対して拝札を行なう儀式であり、そこでは天皇の個人的側面が強く現れ、それを忠実に果たし得るものと観念された公卿等が奉仕したということである。

- ① 内蔵寮の幣物が重要な祭祀に対して出されることについては、内蔵寮の性格と合わせて岡田莊司「平安前期の神社祭祀の公祭化」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会 一九九四年 初出一九八六年)や古尾谷知浩「古代の内蔵寮について」(『史学雑誌』一〇〇—二一九九一年)が詳細に論じている。

- ② 吉川真司「律令国家の女官」(『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八年 初出一九九〇年)

- ③ 「西宮記」に「御在所東西并南引<sup>以坤角為門。但西班</sup>斑幕<sup>幕内。殿上待臣等祓候之</sup>」とあり、『政事要略』所引「装束記文」に「帷東西去三許丈、各兩行東西折、各至于御前曳<sup>南屏殿与。帷相去四許丈。但西松端寄。北進。東松端寄。南進。西使公卿以下開身。案出入之路</sup>」とある。

- ④ 「左経記」寛仁四年(一〇二〇)閏二月一日条

- ⑤ 吉川真司前掲②論文

- ⑥ 「政事要略」所引「清涼記」

- ⑦ 「権記」長保元年(九九九)二月十七日条

- ⑧ 「政事要略」が載せる天慶三年(九四〇)の荷前では、「御拝了由、藏人令<sup>近衛官人示</sup>上達部」とあり、一〇世紀中葉にはすでに関司の関与はなくなり、藏人と近衛官人がその代わりを行なうようになっていたことが知られる。

- ⑨ 「九曆」天曆元年(九四七)二月一日条

- ⑩ 吉川真司は、前掲②論文で節会など内裏から官人を召す場合は関司奏が必要ではないとする。これを参照すれば、別貢幣においても天皇

が召したために関司奏の必要がなかったとも考え得るが、別貢幣と類似な儀式次第を持つ神今食において関司奏が見られ、大殿祭や大嘗祭でも神事供奉の官人の参入に際して関司奏があり、別貢幣が関司奏を持たない理由を節会などに関司奏がないことと同様に考えることはできない。

- ⑪ 伊勢例幣では、祝詞を述べる中臣に対して言葉がかけられることから、荷前と伊勢例幣との天皇の言葉の有無は祝詞の有無に相当するとも考えられるが、「申し奉れ」ではなく「申して奉れ」であって、「奉る」を「申す」の単なる補助動詞としては考えられないこと、伊勢奉幣の祝詞では王と中臣が使となり忌部が幣帛を捧げ奉ることを述べることから、「好く申して奉れ」という天皇の言葉は、中臣が祝詞を述べ忌部が幣物を奉るといふ奉幣儀全体を対象にしていると考ええる。

- ⑫ 「続日本後紀」天長一〇年(八三三)三月壬辰(五)条の山陵への仁明即位告文は、山陵への即位告文が具体的に知られる初見であるが、ここにおいてすでに「朝野群載」と同様の文言が見え、伊勢と山陵との違いは九世紀前半まで遡り得る。

- ⑬ 少なくとも醍醐までは荷前不設置の遺詔は特殊な事例であったと考えてよい。

- ⑭ 「西宮記」荷前事

- ⑮ 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 一九九八年 初出一九八七年)

## 二 荷前使の儀式関与形態

前章では荷前使発遣儀に焦点をあて主に天皇の立場から検討したが、ここでは、これまでほとんど言及されることのない

かつた遣わされた側の荷前使の所作について見る。儀式書における荷前使の所作はおおむね簡略であるが、その中にあつて『江家次第』に、

使等率次官以下各向<sub>レ</sub>其陵。兩段再拜、解置案下。長官・次官共可拜。令<sub>レ</sub>燒幣物。次長官・次官又兩段再拜。畢次官歸參、就<sub>レ</sub>内侍所<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>供了由。近代不然<sub>レ</sub>公卿最前使時、暫先還<sub>レ</sub>家設<sub>レ</sub>饌、給<sub>レ</sub>次官以下<sub>二</sub>云々。

とあるのが最も詳しく、『政事要略』所引「西宮記」や「北山抄」もほぼ同じ所作を記す。ここから、山陵において二度の兩段再拜を行なうこと、幣物を焼くこと、山陵より歸參の後、次官が内侍所へ行き供え終えたことを申すこと、公卿が荷前使の時は進発前に次官以下に饗饌を設けることなどがわかるが、これらの考察のために実際に山陵へ行った公卿の日記を取り上げ具体的なものにした。管見の限り最も山陵での所作が詳しいのは、荷前使ではないが『愚昧記』仁安三年（一一六八）四月三〇日条の即位告祭である。

今日即位由可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>告<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub>也。（中略）取<sub>二</sub>宣命<sub>一</sub>副<sub>レ</sub>笏揖了退去。於<sub>二</sub>敷政門代<sub>一</sub>給<sub>二</sub>次官<sub>一</sub>退出。於<sub>二</sub>三条町<sub>一</sub>乘車、次官留了。宣命取之懷中。於<sub>二</sub>尊勝寺前<sub>一</sub>騎馬、待四人<sub>行成・親長・相具</sub>、即參<sub>二</sub>向山階<sub>一</sub>山陵。令<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>陵預<sub>一</sub>。頃之出来。予問云、參<sub>二</sub>御山<sub>一</sub>歟、將候<sub>二</sub>此鳥居歟<sub>一</sub>。答云、此鳥居<sub>可カ</sub>下<sub>レ</sub>候也。行成云、故殿<sub>成イナシ</sub>為<sub>二</sub>荷前使<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>參之時、御<sub>レ</sub>此鳥居<sub>下</sub>也。（平相公入<sub>二</sub>此鳥居<sub>一</sub>參<sub>二</sub>御山<sub>一</sub>云々。然而付<sub>二</sub>兩説<sub>一</sub>也。陵預儲<sub>二</sub>手水<sub>一</sub>洗<sub>レ</sub>手。預直懸<sub>レ</sub>之。（稱イアリ）下<sub>レ</sub>裾取<sub>二</sub>副宣命<sub>一</sub>於<sub>二</sub>笏<sub>一</sub>揖着座。（預丸敷進<sub>二</sub>）又揖。次再拜。次誦<sub>二</sub>宣命<sub>一</sub>。又再拜。次燒<sub>二</sub>宣命<sub>一</sub>於<sub>二</sub>内<sub>一</sub>。平相公云、宣命<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>燒。懷中可<sub>レ</sub>歸也。我兩度勤仕皆如此。（皆イナシ）藤中納言可<sub>レ</sub>燒也。兼案又如此。仍燒<sub>レ</sub>之。抑可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>伺也。忘却尤奇怪々々。酉剋許入浴。（荷イナシ）

これは、二月に即位した高倉の即位告文使として天智陵へ派遣された従二位中納言三条実房の記録である。当日の記録は『兵範記』にもあり、天智陵の他に桓武陵以下七陵に遣使があり、使は他に権中納言一人、参議四人、非参議一人と全て公卿、次官も全て四位・五位の者で荷前使と同じ形態である。山陵での所作についても父公教が荷前使だった時のことが参照されており、臨時祭祀と別貢幣では山陵へもたらずものが宣命か幣物かという相違はあるがどちらも焼却されるの

が基本で、拝礼などほぼ同じ所作をとるものと考える。

さて、この記事の中で最初に注目したいのが陵預の関与である。陵預は筵を敷き手水を用意するなど儀式を手助けし、これは少なくとも一〇世紀中葉まで遡る。また、実房は陵預に「參御山敷、将候此鳥居敷」と拝礼場所について助言を求めており、陵預は儀式次第に精通していたと思われる。しかし、保安元年（一一二〇）に荷前使として桓武陵へ派遣された藤原宗忠が「陵守不見也」としながらも何の支障も記しておらず、無事儀式が執行されたらしいことから、<sup>④</sup> 陵預は儀式に直接関与したのではなく助言や手助けをするにすぎない。こうした陵預の役割は、伊勢神嘗祭が王以下の勅使だけではなく太神官司以下多くの神官が直接携わっていることに窺えるような、他の神祇祭祀における神官の役割と相違する。実房の記録の中で次に注目したいのは、どこで儀式を行なうか、宣命をどうするかについて議論があることである。侍行成は実房の父公教が荷前使だった時の所作や平親範の説を実房に伝え、実房は行成の言葉や藤原資長の説を参照しながら儀式を行なう。行成については姓や官職など詳細は不明であるが、実房家にとって重要な役割を果たした侍であることが他の記事から確認でき、<sup>⑤</sup> 事前に実房のために情報を収集していたものと推測する。親範は醍醐陵に遣わされた人物で、資長も嵯峨陵に派遣されており、実房は同時に派遣される他の公卿の山陵での所作について、家に仕える侍を通じて情報を収集していた。

公卿が儀式を行なうにあたって事前に他の公卿から情報を得ることは、すでに多くの点から指摘がある。<sup>⑥</sup> 『九曆』承平六年（九三〇）二月十六日条には「召内豎・大舍人等。以幣物令置棚上焼之、其後四度奉拜。依左衛門督実頼卿説所拜也。後日大関仰云、未焼之前、有拜歟、但我不任件役、已及廿余矣、憾不悟之。」とあり、荷前使藤原師輔が事前に兄実頼の説を聞いて行動し、事後に父忠平の意見を仰いでおり、山陵での所作に関して荷前使が情報を収集することは一〇世紀前半にまで遡る。『小右記』寛仁二年（一〇一八）二月十九日条では「乗昏宰相来云、为勅荷前使参内者、作法相含了」とあり、藤原実資もまた養子資平に荷前使の作法を教えている。師輔も資平もこれが最初の荷前使奉仕で、そのため事前に所作を尋ねているのである。<sup>⑦</sup>

『九曆』天慶八年（九四五）二月二〇日条では「而次官共昇立於御前。先例令内豎・大舍人昇立之。僧寮事慎猶。長・次官躬可昇立者也。仍今年躬昇立之。」と、天智陵へ派遣された師輔が自らの考えに基づき先例とは異なる行動をしている。荷前の場合、毎年何人もの公卿が派遣されるので、公卿は一生のうちにも何度も荷前使となった。師輔も参議となった承平五年（九三五）から右大臣となる天曆元年（九四七）までの二二年間に少なくとも七回荷前使となったことが確認できるが、その中で疑問を持った箇所を訂正するのであり、公卿は荷前使を繰り返していく中で山陵での所作を様々に考え行動した。『愚昧記』によれば、醍醐陵へ派遣された親範が宣命の焼却など山陵での所作について実房と違う理解をしており、親範が自らの判断で行動していたことがわかる。実房が「抑可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>伺也」と述べるのは、伊勢公卿勅使発遣において「次被<sub>レ</sub>仰曰、宣命誦<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>神前<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>燒<sub>レ</sub>之。若不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰者、出<sub>レ</sub>殿上<sub>二</sub>令<sub>レ</sub>藏人<sub>一</sub>」申可<sub>レ</sub>燒<sub>レ</sub>賊<sub>レ</sub>將可<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>殿出<sub>一</sub>と出立に先立つて宣命の扱いに関する指示を受けることを念頭にしているが、逆に実房を含めた公卿が天皇に対して伺いをしていないことは、山陵祭祀では通常こうした行為がなかったことを示している。前に見た伊勢と山陵との相違がここでも窺える。このように山陵での儀式は公卿の経験と判断・情報収集に依拠する面が強く、公卿は他の神祇祭祀のように祭祀に参加するために派遣された使ではなく、祭祀を主催すべく派遣されたのであり、前述したような陵預の行為が手助け程度であるのもこれに関係する。

これに関連して、『江家次第』が記すように公卿が進発前、次官以下に饗饌を設けることに注目したい。饗饌については『九曆』承平六年（九三六）二月一六日条が最も詳しいが、それによれば、幣物を持って退出した師輔は次官・内舍人・内豎・大舍人等のために饗を設け、幣持者と持八足者に調布を与え、さらに山陵から帰ってきた後、付き従った隨身等に禄を与えている。祭使に対して饗饌や禄を設けることは他の祭祀でも見られ、例えば春日祭では、祭使の家へ舞人や陪従の使用するものなどを送ることが公卿・殿上人の間で広く行なわれ、祭使の主人が立儀・還饗を開いて舞人や陪従に衣装・禄を賜わっており、賀茂祭でも同様であった。<sup>⑩</sup>また、一〇世紀後葉以降の多くの国家的儀礼は、受領等の編成を通じた新たな富収集の形成を背景に公卿自らの用途調達に依存するようになり、公卿が朝廷儀式のために財をさいて奉仕

することが一般化した。<sup>⑩</sup> これらのことは、別貢幣において公卿が饗饌・禄など財を供出することと関連するものである。しかし、そのような儀礼と若干異なる別貢幣の特色にも注意したい。例えば伊勢神嘗祭では伊勢へ遣わされる王・臣・忌部・卜部と彼らに付き従う従者、祭祀に携わる伊勢国司には太神官司から禄が与えられており、<sup>⑪</sup> 賀茂祭においても私的な饗饌とは別に内蔵寮が設ける公的な饗饌が存在した。饗饌や禄を支給するのは、祭祀を行なう機関であったり祭祀を派遣する機関であるなど、祭祀主催者たる国家機関であるのが本来的な姿であって、別貢幣のように祭使として派遣される公卿自らが饗饌や禄を用意・支給するのとは相違するものである。また、華やかに出立儀・還饗が行なわれた春日祭使が巡によって定められた使であるのに対し、別貢幣では何人も公卿が同時に派遣され、毎年のように山陵へ向かうのであるから、春日祭のごとく他の公卿と協力して用途調達を行なうことは不可能で、公卿全体の巡によらない恒例的な負担であったといえよう。<sup>⑫</sup>

それでは、荷前におけるこうした公卿全体の財の負担はいつまで遡れるのであろうか。諸祭近衛官人使の私的な饗饌に対する禁制が九世紀末に出されており、<sup>⑬</sup> そうした諸祭の饗に財を出していた公卿が、自らが祭使となる別貢幣において饗饌を行なわなかったとは考えがたく、少なくともその時点まで遡るものと推測する。また、五節舞姫は九世紀前葉では「諸家」が競って舞姫を献上したのに対し、一〇世紀以降、その弊害から舞姫献上の巡が定められたのであり、<sup>⑭</sup> 公卿全体が財を供出する荷前は、公卿が巡によらず舞姫を献上する状況と類似し九世紀前葉に遡る可能性が高い。「江家次第」が「公卿最前使時」とわざわざ断っているように、<sup>⑮</sup> 次官以下に饗饌を設け禄を与えるのが公卿が長官となる時のみで侍従二人が派遣される場合には行なわれず、このことを考えれば、財を出すのは荷前使長官に本来的なものではなく、次官以下とは区別された公卿が使となることによるものである。荷前使の財の供出は公卿が使となった当初から行なわれたのではなからうか。

荷前別貢幣において次官以下のために饗饌を設け、隨身に禄を与えている長官である公卿は儀式の主催者側の立場にあ

るといえる。そのため、山陵での所作は公卿各自の判断に依拠する面が強く、また陵預が儀式に関与するがそれは手助け程度のもので、荷前使が自主的に儀式を行なっている。他の神祇祭祀と異なる主権者側の公卿の全面的な奉仕によって別貢幣は成り立っていたのである。

① 「荷前班幣」儀の最後に記す「使公卿參御陵」以下がそれに該当する。

② 「愚昧記」のこの箇所については、自筆本及び古写本の存在を現段階では確認できず、京都大学付屬図書館所蔵平松家旧藏本を底本とし、いくつかの江戸時代新写本をもって対校した。平松家旧藏本のこの箇所（仁安三年夏）の奥書は以下の通りである。

右愚昧記三條入道左大臣実房以正記書寫了。

（公自筆官服御物也）  
正保二年卯月十八日 從一位行權中納言源朝臣（花押）  
なお、対校に用いたものは全てイ本とした。

③ 「九曆」天慶八年（九四五）二月二〇日条に「至御在所之間、陵戸設盥水也」とある。また、「中右記」永久五年（一一一七）二月二四日条にも「至山階山陵南鳥居前。陵守出来敷、盥令洗手」と陵預が場の設営を行なっていることが確認できる。

④ 「中右記」保安元年（一一二〇）二月二五日条。儀式作法については「下人申云、先々之使如此」とあり、同行した下人の指示に従った。

⑤ 「愚昧記」仁安二年（一一六七）八月一五日条には、  
辰廻許、自八条告座氣御坐之由云々。母黨被急渡了。予同可馳向之処、依可參内遷引。午廻許欲參内裏之間、行成婦來御共參云、御産已成了。男子云々。凡無其程候云々。懐成參合路頭申此由云々。

とあり、公教の娘が摂政基房の嫡子家房を出産した時の記事に行成が登場する。家房の母は基房の北政所で（尊卑分脈）、二年前に北政所の妹と基房との間に長男隆忠が生まれていたが、正妻の息男の誕生は基房と実房にとって重要なことであった。そうした場面において、行成は実房の母の共をし、出産が無事終了したことを実房に告げており、行成が実房家にとって大きな役割を担った侍だったことを知る。

⑥ 戸田芳実が伊勢公卿勅使を果たした時の「中右記」の記事に触れ、伊勢公卿勅使の重要な仕事として以前に伊勢公卿勅使の経験を持つ公卿のところへ行き前例を尋ねることがあったことを指摘する。戸田芳実「熊野・伊勢への旅」（「中右記」躍動する院政時代の群像）そして一九七九年）

⑦ 師輔は前年二月に参議となったが、この年は固い物忌のために荷前使を奉仕しなかったことが「九曆」承平五年（九三五）二月二五日条からわかる。資平は前年三月に参議となったがこの年は荷前使とならなかったことが「小右記」寛仁元年（一一〇一）二月二七日条からわかる。

⑧ 「江家次第」卷二二 伊勢公卿勅使

⑨ 治承元年（一一七七）に実房が伊勢公卿勅使となった際、宸筆宣命や宝物の扱いを藏人に尋ねていることが「愚昧記」より確認できる。

⑩ 三橋正「撰閏期の春日祭——特に祭使と出立儀・還装について——」（平安時代の信仰と宗教）統群書類従完成会 二〇〇〇年初

出一九八六年)、丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭——賀茂禊祭料と祭除目を中心に——」(『日本史研究』三三九 一九九〇年)

⑪ 井原今朝男「中世国家の儀礼と国役・公事」(『日本中世の国政と家政』校倉書房 一九九五年 初出一九八六年)、遠藤基郎「十一・十二世紀における国家行事運営構造の一面——五節舞姫献上をめぐる家の国家行事関与の分析——」(『歴史』七四 一九九〇年)、「撰関家家政機関と諸国所課」(『日本史研究』三三三 一九九〇年)、佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」(『日本史研究』三九二 一九九五年)

⑫ 『延喜伊勢太神宮式』

⑬ 別貢幣における財の負担は、山陵での祭祀参加人数から考えてそれほど大きなものではなかったが、問題は負担の大きさではなく、朝廷

### 三 荷前別貢幣儀式の成立時期

この章では上記のような荷前別貢幣儀式の成立時期について考察する。はじめにで紹介したように、服藤は天平元年(七二九)の「諸大陵」とある記事や国忌と対応する陵墓が見えることから別貢幣儀式の成立を八世紀中葉の聖武朝頃とした。国忌と別貢幣は九世紀以降の史料に対となって現れる場合が多く、別貢幣の加除と国忌の加除が対応することも周知のことである。国忌・別貢幣の設置拒否の初見である淳和の遺詔においても、

又国忌者、雖義在追遠、而絆苦有司。又歳竟分綵帛号曰荷前、論之幽明、有煩無益。並須停状、必達朝家。

と国忌と荷前(別貢幣)は対となって現れる。しかし、以上のことを考慮したとしても、国忌との関係から別貢幣の成立を論じることには慎重にならざるを得ない。

淳和の遺詔にあらためて注目したい。淳和は、国忌には追遠の意味があるが有司を絆苦させるもので、一方荷前は年末

や諸司など国家機関から財が供出されず祭使自らがなかば義務として恒例的に財を出すことにある。

⑭ 『類従三代格』卷一九 禁制事 昌泰三年(九〇〇)四月二十五日太政官符

⑮ 三善清行意見十二箇条の中に「伏奉政夷 弘仁・承和二代、尤好内胤故、遍令諸家拵進此妓。即以爲、選納之便也、諸家僿倅天恩、不願糜費、尽財破産、競以貢進」とあって、九世紀前半に「諸家」が財を尽くし競って舞姫を献上していた。「諸家」はその前の文章に見える「権貴之家」と同じもので、後に舞姫献上が公卿と女御に割り当てられたことを考えれば、「諸家」とは公卿クラスのことであろう。遠藤基郎前掲⑩論文参照。

に綵帛を分かつことを荷前というとして、類いばかりで益のないこととし、並びに停止するように求めている。ここでは国忌は「絆・苦有司」するものと理解されている。『延喜式部省式・下』には国忌に参会すべき官人が列挙されているが、それによれば、諸司の五位以上一人と六位以下一人・寮以上の官司の史生一人・散位の五位以上が国忌が開催される寺へ行かねばならず、また『太政官式』は東西両寺の国忌に関して参議以上一人、弁・外記・史各一人という行事執行者の参加を記す。『儀制令』には国忌日を廃務とする規定があり、藤堂かほるはこのことに注目して、「特に国忌日の廃務は、特定の先帝の存在を全官人に意識させることにより、律令国家段階の先帝意識の形成に一定の役割を果たしたと考えられる」と述べる<sup>④</sup>。国忌は全官司が参加した大規模なものであったといえる。そもそも国忌の創始は持統が行なった天武の一周忌に求められるが<sup>⑤</sup>、周知のように天武の葬礼は僧侶を含めた大規模なもので、国忌は官人全体で天皇の追善供養を行なうことに意義があつたのである。

これに対して荷前別貢幣は、前述したごとく諸官人を介さない「天皇親祭の儀式形態」がとられ、天皇の個人的側面が強く現れる祭祀であり、儀場に参入するのも荷前使・天皇の近臣・武官などわずかな官司だけで、決して全ての官司が参加する祭祀とはなっていない。淳和の遺詔の中で国忌に対してのみ「絆・苦有司」という語句があるのもこのことに通じるものである。服藤が別貢幣儀式の成立を八世紀中葉とした根拠は、薨日とは異なる一二月の国忌設置に関して、「一二月に勅が出されたのは、国忌と対応する「別貢幣」対象陵への編入であつた」と理解したことにあるが、一方が全官司の参加する追善儀式であり、一方が天皇親祭の儀式であるという儀式形態の大きな差異に注目すれば、国忌の設置記事から別貢幣の存在を推測するという方法には慎重でなければならぬ。確かに薨日とは異なる一二月に国忌の設置があることは配慮すべきだが、国忌設置と同時にその墓（御墓）が陵に格上げされていることに注意したい<sup>⑦</sup>。令制では陵と墓は明確に区別され墓は荷前（常幣）の対象とならなかつたのであり、こうした記事も国忌を設置すると同時に墓を陵に格上げし常幣の対象としたものと考えるのがよい。また、もう一つの根拠である「諸大陵」への臨時祭祀にしても、金山陵ではな

い「諸大陵」という概念が存在したからといって、それが直接別貢幣の成立と結び付く必然性はなく、臨時祭祀であるからこそ祭祀対象を限定したとも考え得る。<sup>⑨</sup>

また服藤は、延暦一〇年（七九二）の国忌整理の記事は宗廟祭祀の導入を示すもので、これを通じて桓武は自己の直接祖先に限定した祖先祭祀を創始したと述べる。しかし、上記のごとく国忌と荷前を弁別して捉えるならば、この記事の中で宗廟祭祀と結び付けられたものが荷前ではなく国忌であることが注目される。そもそも中国では宗廟と国忌は対象となる人物が異なり、宗廟祭祀を導入するにあたって、あえて国忌を対応させたことは、当時山陵が宗廟と対応するものと明確には理解されていなかったことを示す。事実、桓武は中国皇帝の重要な祭祀たる郊祀を導入して自己の正統性を主張したが、<sup>⑩</sup>唐では郊祀が皇帝親祭で行なわれる場合、その前に必ず太廟への告祭があるのに対し、<sup>⑪</sup>桓武の郊祀には山陵告祭が付随していない。後の文徳による郊祀が光仁陵への告祭を伴っていることを考えれば、山陵祭祀が明確な形で宗廟祭祀と類似するものと理解されるのは、桓武朝よりも遅れると考えるのが自然であろう。別貢幣を拒否し散骨を命じる淳和の遺詔を受けた藤原吉野は「山陵猶宗廟也」と述べており、そこには別貢幣と宗廟祭祀との対応関係が想定できるが、その対応を窺えない桓武朝まで別貢幣の成立を遡らせるのは困難である。

以上のように、服藤の別貢幣成立時期については賛同し得ない部分が存在する。荷前別貢幣の成立時期を特定するには、やはりこれまで検討してきたような儀式次第の特徴を踏まえて論じる必要がある。

荷前別貢幣の特徴は「天皇親祭の儀式形態」のもとで荷前使が発遣されることにあつたが、天皇の出御は『年中行事秘抄』所引「弘仁式」に「天皇御便殿礼拝奉班」とあり、また弘仁十一年（八二〇）に「其朕大小諸神事及季冬奉幣諸陵、則用帛衣」と荷前時の天皇の服が規定されることから、この時点までに天皇の出御があつたことは確実である。これ以前の史料に出御の存在を示すものはないが、弘仁七年（八一六）の乙牟漏陵の祟に対して嵯峨は、「朕情所敬唯在山陵。而有司不勤督祭致斯咎徵」と母の山陵を敬っていることを表明するのであり、この時点には出御があつた可能

性が高い。

別貢幣において公卿は侍従的要素を持ち主催者側にあつて使となつたが、そうした公卿の参加はいつまで遡れるのだろうか。臨時祭祀における公卿派遣の初見は、延暦四年（七八五）の天智陵に派遣された中納言藤原小黒麻呂である。<sup>⑩</sup>しかし、この時の山陵告祭では他に施基陵と光仁陵へ使が派遣されるが、いずれも公卿の派遣ではなく、また施基陵には治部卿が派遣されており、常幣に窺えるような喪葬儀礼に繋がる要素がなお強いものであつた。次に公卿の派遣が確認できるのは弘仁元年（八一〇）の桓武陵への参議藤原緒嗣の派遣であるが、それ以後の臨時祭祀においては公卿の派遣が定例となり、公卿以外の派遣は使の名が確認できる事例の一割にも満たなくなる。<sup>⑪</sup>臨時祭祀において公卿の使が定式化するのは弘仁元年が画期となつている。

恒例祭祀たる荷前別貢幣の公卿派遣については、天長元年（八二四）の宣旨で参議以上もしくは非参議三位以上の派遣を規定しているのが最も早い<sup>⑫</sup>が、この宣旨は淳和朝における別貢幣対象陵墓の入れ替えが主旨であり、公卿の派遣自体はおそらくこれ以前にまで遡る。「類聚符宣抄」巻四、帝皇（荷前）に載る弘仁四年（八一三）二月一五日宣旨が極めて重要と考える。

参議秋篠朝臣安人宣、承前之例、供奉荷前使五位已上外記所<sup>⑬</sup>定。今被<sup>⑭</sup>右大臣宣、自今以後、中務省点定、永為<sup>⑮</sup>恒例<sup>⑯</sup>者。<sup>但三位以上者</sup>

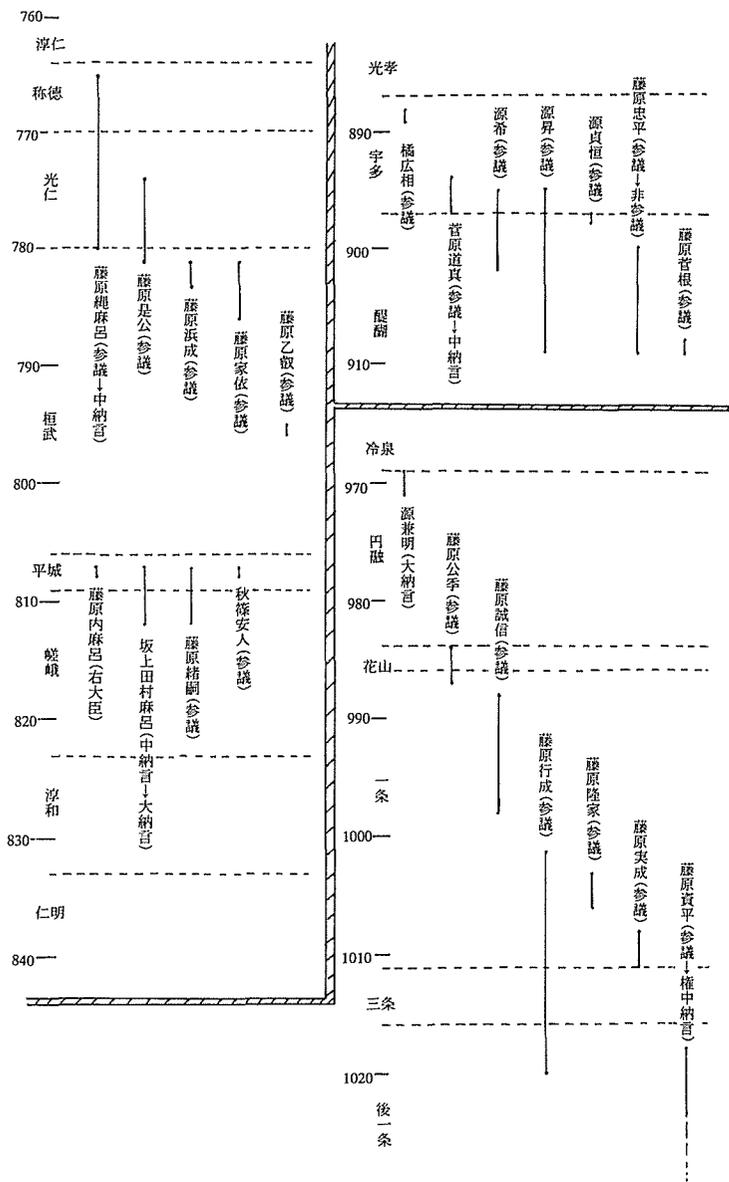
この宣旨によつて四位・五位の荷前使は外記ではなく中務省が点定することになる。北康宏はこの宣旨に触れて、「この改正は四位五位の使の点定を大舍人の使の任命を掌る中務省に譲り一本化するのが目的であつて、制度の強化というよりは任命手続きの合理化に契機がある」とするが、<sup>⑰</sup>「儀式」では参議以上の使は大臣が、次侍従以上と内舍人・大舍人は中務省が定めることになっており、このことに注意するならば、結局のところこの宣旨は四位・五位の使を中務省管掌下の侍従・次侍従に限定することを定めたものと捉えるのがよい。四位の参議の点定については問題が残るものの、基本的に

は五位以上の使を三位以上の公卿と四位・五位の侍従・次侍従とに分け、両者を派遣するという制度がこの時点で確立したといえよう。

延暦一六年(七九七)には、土師氏が喪葬儀礼を専らに携わる制度を改め、彼らが担ってきた荷前についても「省クニ宣ノリ承知、年終幣使者、依レ治部省移、差ニ蔭子孫・散位・位子等ニ充テ之」という太政官符が出され改正された<sup>23</sup>。これによって、式部省が治部省移により蔭子孫等の中から荷前使を定めることになったが、弘仁四年宣旨のような太政官や中務省が点定するのと大きく相違し、治部省が管轄していることから常幣に対応するものと考えるのがよい。常幣荷前使は土師氏から蔭子孫以下が担うものへと変更され、北がいうように、「延喜太政官式」の「但常幣者、(中略)其使者、中務・式部差定移ニ送治部」という規定や「延喜中務省式」の「凡ニ供諸陵幣使大舍人者、依レ治部移、令ニ本寮差定移ニ送歴名」という規定に受け継がれることになる<sup>24</sup>。七世紀末以来行なわれてきた常幣はこの時点で制度上の確立を見る。ここで注意すべきは、この太政官符で治部省管轄の常幣荷前使のみを「年終幣使」と取り上げることであり、このことから延暦一六年の時点では別貢幣が成立していなかった可能性が高い。弘仁四年宣旨が「承前之例」として、式部省や中務省ではなく外記が定める五位以上の使の存在を示しており、また弘仁四年正月七日宣旨にも「献山陵物使五位已上不参者」とあって五位以上の参加が窺えることから<sup>25</sup>、おそらくは延暦一六年から弘仁四年の間で五位以上が恒常的に参加する別貢幣は成立し、弘仁四年において公卿と侍従・次侍従の派遣という制度が確立したものと考える。

荷前別貢幣を支えたのは公卿全体の主体的な奉仕であったが、これを可能にしたのは、公卿全体に侍従的要素が付加され、しかも公卿と侍従が明確に区別される制度が成立したことにある。「延喜中務省式」では、「凡ニ次侍従員百人為レ限。正侍従八人在レ此員中。但参議已上不入レ此員。」と狭義の次侍従の中に正侍従は含まれるが公卿は含まれず、侍従と公卿が区別されている。また、わざわざ公卿に言及しており、公卿は広義の次侍従の中に含まれ侍従的要素を持っていた。問題はこの規定がいつまで遡れるかである。そもそも公卿は多くの場合兼官を持っており、侍従もそうした兼官の一つで、公卿と侍従が区別される必然性

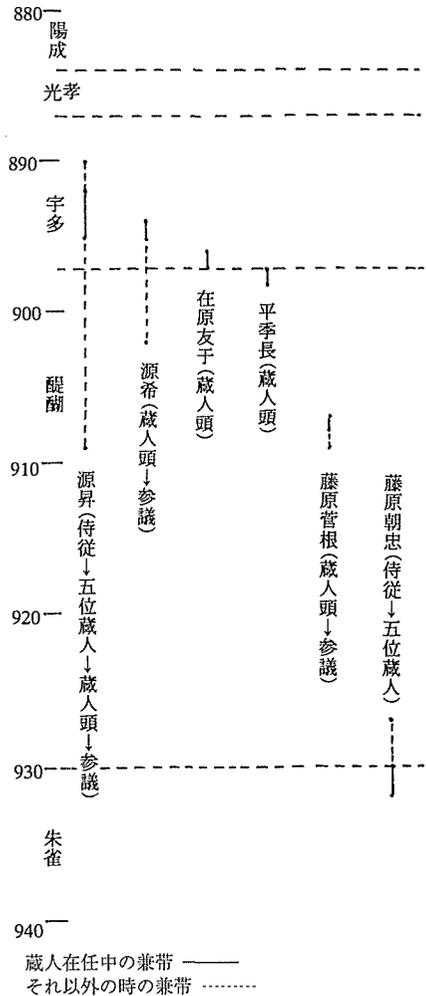
図2 公卿の侍従兼帯



九世紀以前については、笠井純一「侍従補任稿」（『金沢大学教養部論集 人文科学篇』33(2) 1996年）参照）

七)に四人の公卿が侍従に任命されて以降は、公卿が侍従に任命されることは九世紀末まで全く見られなくなり、一〇世は存在しなかった。事実、八世紀には公卿が侍従を兼帯する例がしばしば確認できる。(図2)しかし、大同二年(八〇

図3 藏人の侍従兼帯



紀初頭以降も公卿の侍従兼帯は五〇年以上窺えない。

宇多・醍醐朝においては公卿の他に藏人も侍従を兼帯する例が多い(図3)。この時期は、天皇の私的機関たる藏人所が内藏寮などの内廷官司を兼帯するようになり、「藏人式」の成立や一上を藏人所別当とするなど藏人所は規模の面でも拡充整備され、公的機関へと権力を拡大した時期であった。このことを考えるならば、私的機関であった藏人所が公的機関へ移行する過程で、天皇の公的伺候者としての侍従を兼帯するのが有効とされたことを推測できよう。源昇が侍従に就いたまま五位藏人→藏人頭→参議へと昇進したことや藤原菅根が藏人頭から参議になっても侍従を兼帯し続けたことから、公卿の侍従兼帯もそうした藏人の侍従兼帯の延長線上で捉えられ、内廷機関の再構築というこの時期特有の現象だったと考える。

一〇世紀後葉以降の公卿の侍従兼帯については、宇多・醍醐朝のような藏人の侍従兼帯が伴わず、さらに非常に長期にわたって侍従を兼帯する例があるのも特徴的である。すでに昇殿制が確立し次侍従制は以前に比して意味をなさなくなり、侍従の権力は格段に低下していた。このことを考えれば、宇多・醍醐朝のような重要な意義をこの時期に見いだすことはできず、『官職秘抄』が侍従について「又可然大中納言・参議兼之」とするような慣例化した公卿の侍従兼帯が現れるにすぎない。九世紀初頭以降一〇世紀中葉まで、途中宇多・醍醐朝という特殊な時期をはさむものの基本的には公卿の侍従兼帯はなくなり、公卿と侍従が区別されるものとなったのである。

大同二年（八〇七）五月には参議の号が廃され觀察使が設置されるが、これによって参議の職事官化が大幅に進展し、おそらくそれに伴って、それまで比較的広い階層に対して使用されてきた公卿という語が参議以上に限定され、平安初期に公卿制が確立する<sup>①</sup>。公卿の侍従兼帯の実質的な最後にあたる大同二年八月の公卿の侍従任命は、太政官上位者を侍従に任命し、天皇と太政官との関係を緊密にしたもので、公卿制が確立していく過程で議政官は侍従的要素を付加された。そして大同二年に侍従となった公卿の侍従兼帯が確認できなくなる弘仁初年以降、公卿と侍従とは明確に区別され得るものとなったのである。このことを背景として、四位・五位を侍従・次侍従とし三位以上の公卿とは区別して点定する弘仁四年宣言がある。荷前別貢幣は、この宣言によって使点定の上で一応の完成を見、主催者側に立つ公卿の派遣の意義が一層明確に意識されるようになる。そして、弘仁七年（八一六）には近処への荷前使は当日中に返事を申すことが定められ、<sup>②</sup> 関念の禁令が弘仁四年（八一三）以降に現れ始めるなど弘仁年間に別貢幣は整備されていくのである。

以上のような天皇の出御や公卿の様相から、別貢幣の成立を一応弘仁初年に求めることが可能であるが、ならば、前に公卿の山陵派遣が臨時祭祀において定式化するとした弘仁元年（八一〇）の嵯峨による桓武陵告祭は重要となろう。これは薬子の変後の山陵使派遣であり、告文には平城の名は直接は出されず平城個人への批判は意図的に避けられたが、<sup>③</sup> 嵯峨による平城朝批判を含むことは間違いなく、嵯峨は自己の正当性を桓武陵へ遣使することで表明した。その後嵯峨は桓武

の後継者として政策を進めるのであり、この山陵遣使は嵯峨にとつて極めて重要なものであった。別貢幣が弘仁年間に整備されることなどを考え併せると、天皇の個人的側面が現れ「天皇親祭の儀式形態」を持つ荷前別貢幣がそうした嵯峨によつて成立した可能性は極めて高い。以上より本稿では荷前別貢幣の成立を弘仁初年に求め得ると考へる。

- ① 『続日本紀』天平元年（七二九）八月癸亥（五）条
- ② 中村一郎「国忌の廢置について」（『書陵部紀要』二一九五二年）
- ③ 『続日本後紀』承和七年（八四〇）五月辛巳（六）条
- ④ 藤堂かほる「律令國家の国忌と廢務——八世紀の先帝意識と天智の位置づけ——」（『日本史研究』四三〇—一九九八年 二頁）
- ⑤ 『日本書紀』持統元年（六八七）九月庚午（九）条
- ⑥ 安井良三「天武天皇の葬礼考——『日本書紀』記載の仏教関連記事——」（『日本書紀研究』一—一九六四年）
- ⑦ 服藤があげた史料は『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）二月戊辰（二）条の「（宮子）太皇太后、（崩御）皇太后御葬者、自今以後並称山陵。其忌日者亦入国忌例、設齋如式」というものと、『続日本紀』宝龜二年（七七二）二月丁卯（二五）条の「（後號）先妣紀氏未追尊号。自今以後宜奉称皇太后、御墓者称山陵。其忌日者亦入国忌例、設齋如式」であり、いずれも御墓の山陵への格上げと同時に国忌の設置が行なわれている。
- ⑧ 「喪葬令集解」先皇陵条の古記では「除即位天皇以外、皆悉称墓」として三后や太子であっても陵とは称されないとする。荷前は「祭陵堂」（『職員令義解』諸陵司条）もので陵となつて始めて荷前（常幣）の対象となるのであり、この荷前が別貢幣と考へる必然性はない。
- ⑨ 伊藤循は前掲はじめに①論文において、同じ条文にある諸陵司の寮

- ⑩ 『続日本紀』延暦一〇年（七九一）三月癸未（三三）条
- ⑪ 藤堂かほる前掲④論文
- ⑫ 林陸朗「桓武天皇の政治思想」（山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編 吉川弘文館 一九八一年）
- ⑬ 中国の宗廟祭祀については、金子修一「中国の皇帝制——とくに唐代の皇帝祭祀を中心に——」（『講座 前近代の天皇』一五 青木書店 一九九五年）等の金子の一連の研究を参照。
- ⑭ 『文徳実録』齊衡三年（八五六）二月辛酉（二二）条
- ⑮ 『日本紀略』弘仁二年（八二〇）二月甲戌（二）条
- ⑯ 『類聚国史』卷三六 弘仁七年（八二六）六月壬戌（二八）条
- ⑰ 『続日本紀』延暦四年（七八五）一〇月癸午（八）条
- ⑱ この記事に見える田原山陵は光仁陵ではなく施基陵に、後佐保山陵は聖武陵ではなく第一次光仁陵に比定するのがよい。吉川真司「後佐保山陵」（一九九九年度読史大会大会報告）参照。
- ⑲ 『日本後紀』弘仁元年（八一〇）九月丁未（二〇）条
- ⑳ 弘仁元年（八一〇）以降、九世紀における臨時祭祀の公卿以外の派

遣は嘉祥三年（八五〇）一〇月五日の右京大夫藤原諸成と散位春原末繼、齊衡三年（八五六）五月二五日の右大弁清原岑成、貞観一七年（八七五）七月三日の民部大輔潔世王、元慶四年（八八〇）二月五日の左兵衛佐源湛のわずか四件五例である。この間臨時祭祀において派遣された使の名がわかる事例は四八件六八例あり、公卿以外の派遣は一割にも満たない。さらに右の事例は、源湛が派遣された桓武陵以外は全て大和国への派遣であり、また嘉祥三年の例では他の六陵に対して全て公卿が派遣されていること、齊衡三年と元慶四年はその前後に関連した理由で公卿が何度か派遣されていることなどを考慮すると、公卿以外の派遣が極めて特殊であったことがわかる。

②① 「類聚符宣抄」卷四 帝皇（荷前） 天長元年（八二四）二月一日六日宣旨

②② 北康宏前掲はじめに④論文（六六頁）

②③ 「類聚三代格」卷二二 諸使并公文事 延暦一六年（七九七）四月二三日太政官符

②④ 荷前常幣使（陵墓預入）と陵戸とが相違するとした北の見解は賛同し得るもので、班幣の儀式次第においても諸陵寮に率いられた陵戸は大蔵省とともに幣物の準備・設置を行なっており、治部省掌に率いられ参入する使とは異なるものであった可能性が高い。なお延暦一六年の太政官符は大舍人派遣を明記しないが、それは式部省宛の官符だからであり、大舍人に關しても別の中務省宛の官符で規定されたと推測する。

②⑤ 「類聚符宣抄」卷四 帝皇（荷前）

②⑥ 永田和也「次侍従」について（『延喜式研究』二二一九九六年）  
②⑦ 玉井力「九・十世紀の藏人所に關する一考察——内廷經濟の中核としての側面を中心に——」（『平安時代の貴族と天皇』岩波書店 二〇〇〇年 初出一九七五年）

②⑧ 渡辺直彦「藏人所別当について」（『日本古代官位制度の基礎的研究増訂版』吉川弘文館 一九七八年 初出一九七〇年）

②⑨ 古瀬奈津子前掲第一章⑮論文

③⑩ 虎尾達哉「日本古代の參議制」（吉川弘文館 一九九八年）

③⑪ 笹山晴生「くぎょう（公卿）」（『國史大辭典』吉川弘文館 一九八四年）

③⑫ 望月一樹「平城朝における侍從任命について——大同二年八月十四日任命を中心に——」（『駒沢史學』三六 一九八七年）

③⑬ 「類聚符宣抄」卷四、帝皇（荷前）弘仁七年（八一六）二月一日宣旨。この返事とは「江家次第」等が「畢次官掃參、就<sub>二</sub>内侍所<sub>一</sub>申<sub>二</sub>供了由<sub>一</sub>」と記すものと同じと考える。

③⑭ 「類聚符宣抄」卷四、帝皇（荷前）弘仁四年（八一三）正月七日宣旨

③⑮ 橋本義彦「葉子の姿」私考（『平安貴族』平凡社 一九八六年 初出一九八四年）

③⑯ 例えは嵯峨朝における蝦夷征討戦争は、桓武朝がやり残したことに意識されていたようである。『日本後紀』弘仁二年（八一二）二月甲戌（一三）条

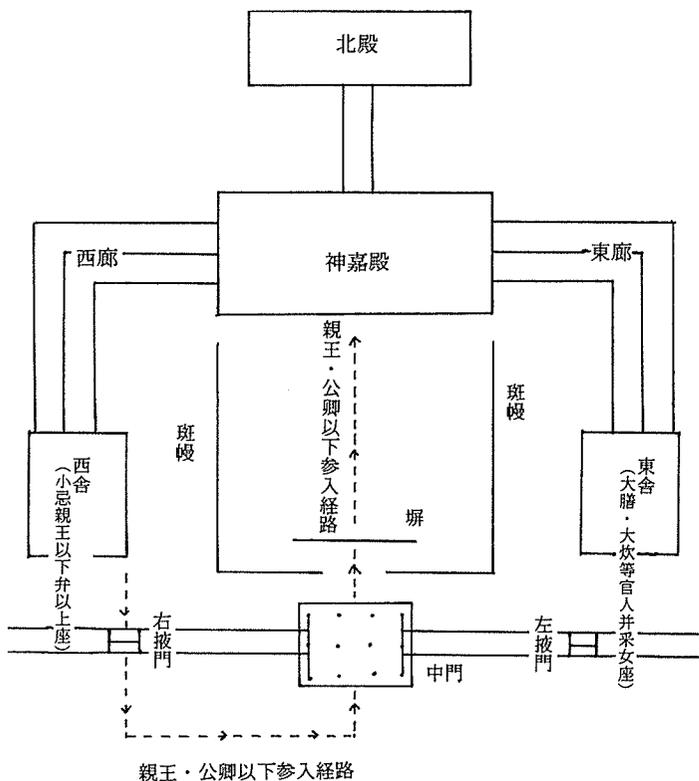
#### 四 弘仁年間における律令天皇制祭祀の展開

荷前別貢幣は、公卿制の確立とともに公卿に対して侍従的要素が付加されることを背景として成立するが、同様な事情を背景として変化する祭祀は他にも存在し、それを指摘することで最後に荷前別貢幣の成立を歴史的に位置付けることとする。ここではまず六月と一二月の月次祭の夜に中和院神嘉殿で行なわれる神今食を取り上げたい。(図4参照)

別貢幣と神今食の儀式上の類似点は、まず第一に親王・公卿・弁・少納言以下が打掃宮・坂枕・御量を持って参入することである。実際に神嘉殿内に設置するのは掃部寮官人であるから、親王以下の参入は別貢幣における幣の案の設置のよう親王・公卿以下の奉仕を可視的に表現する儀式といえ、また『儀式』が参議以上が欠ければ侍従で補うことを記すことから、親王・公卿が侍従的要素を持っていたといえる。第二に神嘉殿前が幔幕によつて閉じられた空間となっていることである。神事が行なわれる間は親王以下は西舎におり、神事が終わつて神嘉殿の前まで参入しており、別貢幣同様諸官人を介さない「天皇親祭の儀式形態」で神事が行なわれている。第三に神今食は新嘗祭の神事と同じ儀式次第を持つが、『職員令集解』神祇官条によれば大嘗祭・鎮魂祭のみが「唯此二祭者、是殊為人主不及群庶」とあり、神今食も天皇のみが行ない得る祭祀と観念されていた。<sup>①</sup>

このように神今食は儀式次第において別貢幣と類似した側面を持つが、こうした儀式次第は当初より整っていたものではなく弘仁年間に確立すると考えてよい。すなわち、弘仁一〇年(八一九)一月二〇日宣旨によると、それまでは参議以下がただ一人しか参加していなかったものを、この年の新嘗祭において中納言以上一人、参議一人、弁二人が参加するものへ変更された。<sup>②</sup>この宣旨には見えない親王の参加も、『北山抄』神今食事所引の勘文に「同十六年、親王不参。納言一人・参議二人卜食。依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>親王有<sub>レ</sub>仰供奉。後日、外記勘<sub>レ</sub>申弘仁以来無<sub>レ</sub>此例<sub>レ</sub>由。事已失誤。以後可<sub>レ</sub>改云々」とあり、弘仁年間には成立していたようである。弘仁一〇年以前の段階では神事に必要なものを持つて参入するという儀式が参議

図4 神今食中和院装束図



以下一人によって行なわれたとは考えがたく、また踐祚大嘗祭ではこのような儀式が見えないことから、公卿の神事関与はこの時点で始まったと考える。親王の参加が規定されたことについては、平安時代の親王の地位や役割とともにあらためて考察すべきと考えるが、このように神今食においても荷前別貢幣と同様、弘仁年間に「天皇親祭の儀式形態」に侍従

的要素を持つ公卿が奉仕するようになる  
 のであり、弘仁年間には「天皇親祭の儀式  
 形態」が確立する画期である。

さて、こうした平安初期の祭祀に対して律令祭祀はいかなる特色を持っていたのだろうか。前に見た『職員令集解』によれば大嘗祭・鎮魂祭以外の律令祭祀は「及『群庶』」ぶ祭祀であった。事実『神祇令』によれば、祈年祭・月次祭は百官が神祇官に集まって行なわれ、大祓も朱雀門前に百官男女が集まることとなっており、さらに前述したように国忌にしても百官が集まって追善することに意義があった。つまり、律令祭祀の本質は百官が同じ場所へ集まり、全体で国家の安泰を祈願することに大きな意味があったと

いえよう。また、祈年祭においては三千以上の神社に班幣されるが、これも中央政府と地方との上下関係のみから説明するのは一面的であり、朝廷と諸国が一体となって祭祀を行なうことにこそ意義があった。<sup>③</sup> 天皇も以上のような律令祭祀に姿を見せないものの、大祓や国忌では百官と同じ意図を持った儀礼が宮中で行なわれていたと推測され、<sup>④</sup> 律令祭祀の本質は天皇・百官・諸国の祭祀の一体性を作り出すことであつたと考える。

律令祭祀では、大嘗祭と鎮魂祭という天皇制の根幹に関わるごく一部の祭祀だけが天皇のみを対象とした祭祀であつたが、平安初期以降にその数が増加する。その一例として天皇と百官が同様な儀式を行なつてきた大祓において、天皇のみを対象とした御贖物の儀が成立することをあげてみたい。大祓と異なる御贖物儀の最大の特徴とは、天皇の体を量つて作製されると観念された「荒世・和世御服」を用いることや壺の内に息を吹き込むなど天皇と密接に係る所作が存在することだが、『神祇令』大祓条に見える天皇の大祓儀がこれらの所作を記さず、儀式次第を見ても、詳述する余裕はないが御贖物儀全体の流れ中で不調和な感があり、後のある時点で付加された所作である可能性が高いと考える。<sup>⑤</sup> これらの所作がもともとの大祓の天皇儀に付加された時期については明確にし得ないが、それを推測する上で天曆三年（九四九）の諸祭祀の始源を記した神祇官勘文<sup>⑥</sup>に注目したい。

#### 一 御贖事

旧記云、去弘仁五年六月、依<sub>レ</sub>聖体不預、同月七日己丑、行<sub>レ</sub>御贖物。其後毎年六月十二日<sub>ニ</sub>從<sub>二</sub>日<sub>ニ</sub>至<sub>二</sub>于<sub>レ</sub>八ヶ日<sub>一</sub>、御巫行事、毎日供奉。仍謂<sub>レ</sub>御贖<sub>二</sub>者<sub>一</sub>。

これは、六月と二月の一日から八日に神今食に係りして行なわれる御贖祭<sup>⑦</sup>の始源を示すものである。御贖祭の中心は『建武年中行事』が「四のかはらけを、御ゆびして、うへにはりたる紙にあなをあげて、御いきをいる、也」と記すように「かはらけ」の中に息を吹き込むことであるが、これは大祓日の御贖物において壺の内に息を吹き込むのと同じ所作である。御贖物の特徴である天皇個人と関係した儀が、弘仁五年（八一四）に御贖祭として成立したことを考えれば、御贖

や壺を用いた儀が大祓の天皇儀に付加され、百官の大祓から天皇のみを対象とした御贖物が明確に区別された時期をこの前後に求めることは適当であろう。御贖物の儀は、天皇と密接に関係するという点で別貢幣や神今食の性質と類似し、弘仁年間はそれまで天皇・百官・諸国が一体性を持つて行なうことに意義のあった律令祭祀から、天皇のみが行なう祭祀儀礼が成立していく時期と理解することができる。

岡田莊司は、太政官機構の再構成、とりわけ内廷的機関の充実・拡充のもと、弘仁年間に整備される賀茂祭を始めとして天皇個人祭祀の要素が濃厚な祭祀が成立していくと述べる。<sup>⑧</sup> 岡田が述べた太政官機構の再構成とは、筆者なりに換言すれば八世紀末の次侍従制の成立と九世紀初頭における侍従的要素を持った公卿制の確立に起因する変化であり、その中で天皇と百官とが完全に分離され、公卿を始めとした上級階層も天皇に対してより近侍するものとして百官から分離された。そして以上述べてきたような天皇の個人的側面に大きく左右される祭祀を運営し得る組織が成立し、別貢幣や神今食・賀茂祭以下の神祇祭祀が成立・整備されたのである。こうした変化は祭祀を含む宗教的側面のみから窺えるのではなく、政治の場においても弘仁年間に公卿が天皇の近くに入り込むことが指摘されており、<sup>⑨</sup> 弘仁年間は律令天皇制そのものに大きな展開のあった時期と考えることができよう。

① 別貢幣と異なる面も存在し、その一つは關司奏が存在することである。神今食における親王以下の奉仕は比較的新しく、それまでは掃部寮官人らによって御盥等が運び込まれていたと思われ、關司奏はその時の伝統を引き継いでいるものかもしれない。

② 『西宮記』六月神今食裏書所引

③ 熊谷保孝「律令国家と折年・月次・新嘗祭」〔政治経済史学〕三四四 一 一九九五年

④ 『神祇令』大祓条の前半部分が天皇の儀に相当し、国忌についても奈良時代における天皇齋食の存在の可能性が指摘されている。古瀬奈

津子「国忌」の行事について」〔日本古代王権と儀式〕吉川弘文館 一九九八年 初出一九九一年

⑤ 儀式書が記す御贖物は「御麻儀」と「御贖儀」の二つに大別できるが、御服や壺を用いた儀は文部の横刀奉上とともに「御贖儀」に含まれる。「御麻儀」が単一な儀から成っているのに対して「御贖儀」は雑多なものであり、「神祇令」では御麻と横刀奉上の二つの儀から成っていることを考えれば、御服や壺などの雑多な儀は後になって付加されたものと考えられるのが自然であろう。なお、御贖物における御服の儀については、安江和宣「節折に於ける御衣と襖被」〔皇学館大学紀

- 要「二一 一九八三年」、儀式次第全般に関しては、野口剛「御贖物  
について」〔延喜式研究〕五 一九九一年、「節折儀とその起源」  
〔虎尾俊哉編〕律令国家の政務と儀礼 吉川弘文館 一九九五年等  
の研究があり、大祓儀については使用される祭祀具という視点から、  
北田裕行「古代都城における井戸祭祀」〔考古学研究〕四七一—二  
〇〇〇年）が注目すべき見解を呈している。
- ⑥ 〔平安遺文〕卷一〇 四九〇五号文書  
⑦ 岡田莊司「大嘗の祭り」(学生社 一九九〇年 一五二頁)  
⑧ 岡田莊司前掲第一章①論文  
⑨ 橋本義則「外記政」の成立」〔平安宮成立史の研究〕塙書房 一  
九九五年 初出一九八二年)

## おわりに

本稿では荷前別貢幣の儀式次第の考察を行ない、それを遡及させる形であらためて成立時期を特定し、別貢幣の成立を歴史的に意味付ける試みを行なった。山陵祭祀は八世紀末に吉凶觀念の肥大から土師氏が関与しなくなることによって伝統的な祭祀形態の基盤が弱くなり、治部省・諸陵寮が管掌する常幣が制度的に確立するとともに、嵯峨自身における山陵の重視も相俟って、弘仁初年に別貢幣という別の祭祀形態が付加された。ここでは別貢幣を中心に見てきたが、他の祭祀においても変化が見られることは前述した通りであり、別貢幣において極めて明確であったのは、伝統的な祭祀形態の基盤がすでに崩壊していたことと、山陵祭祀が本来的に天皇個人と関係の深い祖先祭祀で、「天皇親祭の儀式形態」を成立させ易かったことによるものと考ええる。別貢幣の儀式次第の成立は弘仁年間における律令天皇制の展開の一環として捉えるべきものと考ええる。

本稿が指摘し得る弘仁年間における律令天皇制の展開とは、天皇が百官から明確に分離し、同時に百官と区別された公卿制が確立することである。それを祭祀の側面で見ると、それまでの祭祀の一体性を目的とした律令祭祀から、天皇の個人的側面が強い天皇のみが行ない得る祭祀、あるいは天皇のみを対象とした祭祀が成立することであった。その過程で神祇官や諸陵寮といった祭祀専門機関が主催する祭祀から、太政官が主体となる祭祀が成立していくのであるが、その

背景には公卿が侍従的要素を持ち天皇の意志を忠実に果たすと観念されたことがあった。ここに百官から分離された公卿が生まれ、公卿が主体性を持つて天皇祭祀に奉仕する、荷前別貢幣のような祭祀形態が成立するのである。

最後に、以上の考察を踏まえて、より大きな観点から展望を示しておきたい。服藤がいうように、荷前別貢幣は父系直系的な家の成立に基づいて成立する家的な祖先祭祀であるが、それを可能としたのは以上のような平安初期の大きな変化によるものである。天皇は、他の諸権門よりも早く九世紀前葉の段階で家的な祖先祭祀を成立させ、また、さらに藏人や公卿等の関与のもと前に見たような神祇祭祀の他にも、灌仏・仏名会などに代表される内裏内仏事を開催するようになる。平安初期は、このように天皇を中心とした家的な祭祀・仏事が成立する時期であった。撰関・院政期には、撰関や院が各々の家政機関・家産機構を整備し、それを通じて個人的側面に左右される祭祀や仏事を家的行事として華やかに行なうようになるが、このことを考えれば、以上のような平安初期の変化を天皇家の行事を運営する家的組織——家政機関・家産機構——の成立と結び付けて捉えてもよからう。天皇の私的機関として九世紀初頭に成立する藏人制についての考察は今後の課題とせねばならず、その考察を通じてあらためて検討すべきと考えるが、筆者は平安初期を天皇家の家的組織が成立し、整備されていく時期と見る。次侍従制の成立・公卿制の確立の上に平安初期の律令天皇制の展開は意味付けられ、それらを天皇とより近い関係に位置付けることで、他のいかなる権門勢家よりも大きく強力な家政機関を有する天皇家が確立していく基盤があつたと考える。

① 高取正男『神道の成立』（平凡社 一九七九年 一八八―二二三頁）

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

## The Institution of the Mausolea Ritual, *Nosaki Bekkôhei* 荷前別貢幣

by

YOSHIE Takashi

*Nosaki bekkôhei* 荷前別貢幣 was a ritual, held every December, in which one delivered offerings to the mausolea that were closely related to the reigning emperor. It was characterized by the dispatching of *kugyô* 公卿 and *jijû jijû* 侍從・次侍從 who were in the emperor's attendance. Through the examination of the ceremony of dispatching, it became clear that in the ritual, in which the emperor's act took precedence, the *kugyô* 公卿 also served as a *jijû* 侍從. The *kugyô* 公卿, dispatched to the mausolea, carried out the ceremony in accordance with the information he had gathered by himself and on his own judgment. He also gave a dinner or *roku* 禄 to other members in his party, and therefore the *kugyô* 公卿 was in the sponsor's position. From this point of view, the time of the institution of *nosaki bekkôhei* 荷前別貢幣 was probably early in the *Kônin* 弘仁 Era (810-824). The *Kônin* 弘仁 Era was a period, in which a ritual reflecting emperor's strong individual side came into existence from a *rituryô* 律令 ritual which was characterized by the uniformity of its performance. Connecting the institution of *nosaki bekkôhei* 荷前別貢幣 with the development of the *rituryô* emperor's system 律令天皇制 is important. At the beginning of the *Heian* 平安 Period, the *rituryô* emperor's system 律令天皇制 developed against the background of the establishment of the *jijû* system 次侍從制 and *kugyô* system 公卿制, and at this time the emperor maintained a strong and large organization which could make the performance of familial ceremonies possible, earlier than any other powerful family, *kenmon* 權門. By doing this, *nosaki bekkôhei* 荷前別貢幣 was established.